

相続発生後の手続き

死亡から相続税の申告までには予想をはるかに超える量の届出や面倒な手続きを行わなくてはなりません。死亡届の提出から、故人の準確定申告書の税務署への提出、電気・ガス・水道等の公共サービスの名義変更、勤務先への書類提出、年金・一時金等の請求など、提出が必要な書類は人それぞれですが、なかなか手間のかかる作業です。

またこれらの手続きを行わなければペナルティが生じるものや、申請をしなければもらえない給付金もありますので、早めの手続きが必要です。

最寄の税理士さんに相談しましょう。

以下は、一般に葬儀から相続税申告までに提出することが多い届出の一部です。

死亡に伴う基本的な届出書類

- ・死亡届
- ・死亡診断書
- ・世帯主変更届(住民異動届)
- ・児童扶養手当裁定請求書
- ・準確定申告
- ・高額医療費支給申請書
- ・公共料金等名義変更
- ・勤務先への各種届出
- ・運転免許証の返却
- ・クレジットカードの解約等

各種相続に関する届出など

- ・相続放棄申述書
- ・遺産分割協議書
- ・相続税申告書
- ・遺留分減殺請求
- ・延納申請書
- ・物納申請書
- ・相続財産の各種名義変更